



国民年金だより

問

役場町民課 町民窓口係

☎42-2633

函館年金事務所国民年金課

☎0138-56-1165

7月から令和6年度の 保険料免除申請の手続きができます。

国民年金の保険料（月額 16,980 円）を納めることが困難な方で、本人、配偶者、世帯主の前年の所得が一定基準額以下、または失業などにより納付することができない場合は、申請により保険料の全額または一部納付が免除される「**保険料免除制度**」があります。

※過去2年分までさかのぼって申請が可能です。

マイナンバーカードをお持ちの方は、国民年金保険料免除申請をマイナポータルでも申請できますのでご利用ください。

マイナポータル HP



免除区分		納付額（月額）	年金額への反映割合
全額免除	免除（全額）	なし	4/8
4分の3免除	納付1/4 免除3/4	4,250円	5/8
半額免除	納付1/2 免除1/2	8,490円	6/8
4分の1免除	納付3/4 免除1/4	12,740円	7/8

一部免除（4分の3、半額、4分の1）の場合は、減額された保険料を納めましょう！（上の表参照）

一部免除が承認された場合の、減額された保険料を納めていない期間は「未納」扱いとなり、将来の老齢基礎年金の額に反映されないのをご注意ください。

受け取る年金額を補うために、免除された保険料の「**追納制度**」があります

保険料の免除の承認を受けた期間がある場合、将来受け取る老齢基礎年金が少なくなります。免除の承認を受けた期間の保険料について、過去10年にさかのぼって納めることができます。

免除となる所得基準

前年の所得が次により計算した金額の範囲内であること

- 全額免除 → 35万円 × (扶養親族等数 + 1) + 32万円以下
- 4分の3免除 → 88万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 半額免除 → 128万円 + //
- 4分の1免除 → 168万円 + //

※申請者本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※所得基準を超えている場合であっても、失業などによる特例がありますので、失業中の方は、雇用保険受給資格証または離職票を持参してください。